

一般社団法人日本小児看護学会 評議員選挙告示

会員の皆様には、益々ご健勝のことと存じます。平素より本学会へのご協力とご支援、誠にありがとうございます。現在の評議員の 2025 年度社員総会までの任期満了に伴い、本学会の定款第 16 条に基づき、評議員選挙を下記の通り、実施いたします。

なお、評議員は地区別の選出となっており、定数は地区の会員数に応じた数となります。また、選挙人、被選挙人の地区は、会員登録されている所属先の住所になりますので、住所変更の必要がある場合は、学会事務局まで届け出て頂きますようお願いいたします。

1. 選挙人および被選挙人

- 1) 一般社団法人日本小児看護学会定款施行細則第 5 条により、入会年度を含めて 2 年以上を経過し、2024 年 10 月 1 日までに 2024 年度の会費を納入した会員を選挙人としします。
- 2) 同じく細則第 5 条により、上記選挙人のうち入会年度を含めて 5 年以上経過した会員を被選挙人としします。なお、評議員を 2 期（8 年）務めたものは被選挙権を有しません。

2. 選挙の実施および方法

- 1) 学会ホームページのマイページから、WEB投票になります。マイページのログインには会員番号とパスワードが必要です。不明な場合は学会事務局までお問い合わせください。

マイページへのログインはホームページ右上をご確認ください。

あるいは、右記のQRコードからお入りください。



- 2) 評議員は所属地区別に選出されます。所属地区の区分は、A～Hの 8 地区です。
- 3) 被選挙人は氏名と所属先を掲載します。不都合がある場合は事務局まで連絡してください。
- 4) 投票は無記名で、選挙人が属する地区の定数以内の人数を選択し投票してください。
- 5) 投票期日 2024 年 11 月 18 日（月）～2025 年 1 月 8 日（水）
- 6) 開票 2025 年 1 月 11 日（土）
- 7) 選挙結果は、2025 年 6 月に開催する一般社団法人日本小児看護学会 2025 年度社員総会にて報告します。

以上